

令和 8 年度第 3 回_川越市障害者施策審議会 会議録

開催年月日	令和8年10月2日（金） 10時00分～11時45分
開催場所	川越駅西口 U PLACE 3階 会議室
出席委員	高橋会長、大畠委員、大野操委員、山田委員、野沢委員、長谷部委員、峯岸委員、栗林委員、飛松委員、柳井委員
事務局	障害者福祉課 岡安課長、木村副課長、渡邊副主任、細村主査、小野寺主任、宮原主事補 療育支援課 川上課長 児童発達支援センター 古寺所長
欠席委員	増田副会長、大塚委員、大西委員、古野委員、氣仙委員、小川委員、大野一美委員、檜村委員、岡村委員
傍聴人	4名
議題	(1) 前回審議会意見等を踏まえた変更点について (2) 成果指標の見直しについて
会議資料	次第・川越市障害者施策審議会委員名簿 資料1 本日の審議事項等について 資料2 次期川越市障害者支援計画（修正素案） 資料3 前回審議会意見等への対応について 資料4 成果指標の見直しについて 資料4-1 成果指標一覧 資料5 今後のスケジュールについて 参考資料1 第8期市町村障害福祉計画、第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）作成に係る県の考え方 当日配付資料 資料2 修正素案 修正箇所一覧
審議結果概要	次期障害者支援計画の修正素案について、委員から出された以下の主な意見を踏まえ、事務局は必要な修正を行うこととした。 【議題（1）前回審議会意見等を踏まえた変更点について】 ・ウェスタ川越の駐車料金減免について、重度障害者等の場合は本人を受付まで同行させること自体が負担となるため、家族等による代行も含め、合理的配慮が必要ではないか。 ・「障害者医療に関する情報収集・情報提供」について、関係団体との話し合いの回数を評価指標にすることが難しい点は理解するが、実際に協議した事実や内容は重要であるため、実績として示してほしい。

	・グループホームについては、職員配置、食事、家賃等含めたサービスの利用や利用者の人権確保の観点から適切な確認・指導を行っていただきたい。 ・精神科病院における身体拘束等の実態が分かりにくいいため、県に対し、630 調査等の情報提供・公開を働きかけてもらいたい。 【議題（２）成果指標の見直しについて】 ・「特別支援学級設置率」の削除理由について、国連勧告だけを理由とするのではなく、教育委員会の方針等も含めた経緯が分かる表現にすべき。 ・地域移行だけでなく待機者の解消という視点も計画上示してほしい。地域移行者数と併せて待機者数も示してほしい。 ・「重症心身障害児を主たる対象とする事業所数」に関して、事業所が休止・廃止に至る原因を把握し、市として支援できる体制を検討してほしい。 ・実績管理事業について、数値目標を置きにくいとしても、利用者の声や制度上の課題を踏まえ、毎年内容を確認・議論する必要があるのではないか。
--	---

議事内容	
発言者	議題・発言内容
事務局	【開会】
会長	【会長挨拶】
事務局	【会議の成立確認】 【資料確認】
会長	【会議公開の承認】※傍聴者あり
事務局	【議題（１）前回審議会意見等を踏まえた変更点について】 資料１、２、３、当日配付資料に基づき説明
会長	議題（１）について事務局より説明をいただいた。質問等あるか。
委員	ウエスタ川越の駐車料金減免について、障害のある本人が施設を利用していることの確認を求める趣旨は理解するが、知的障害、重複障害、車いす利用者等では、家族が本人の意思を代弁するために活動しており、本人を受付まで連れて行くこと自体が大きな負担となる場合がある。アドボカシーとしての家族の行動も本人の活動の一部として捉え、合理的配慮を行う必要があるのではないか。事務局の認識を伺いたい。
事務局	合理的配慮は、行政機関だけでなく民間事業者も、過重な負担とならない範囲で提供することが義務付けられている。ウエスタ川越が本人の来所確認をどのような理由で求めているかは所管課を通じて確認する必要があるが、運用上の認識に課題があれば、障害福祉を所管する立場から意見を伝える。家族等が本人の意思を代弁し、本人の行動を補助している場合は本人の行動に伴うものと考えており、本人が受付に来られない事情の申出があれば、施設側は相応の配慮を行うべきと考える。
委員	ウエスタ川越内でも、南公民館では障害のある人への配慮が感じられる一方、駐車場の手帳確認の運用が厳格になったと感じる。 また、南公民館の音楽室では音楽活動ができる一方、障害者週間の集い等で多目的ホールを使用する際には発表活動に制限があるように感じる。施設内での運用の整合についても文化芸術振興課と共有してほしい。
事務局	本件については文化芸術振興課へ共有する。

議事内容	
発言者	議題・発言内容
委員	「障害者医療に関する情報収集・情報提供」について、関係団体との話し合いの回数を評価指標にすることが難しい点は理解するが、実際に協議した事実や内容は重要であるため、実績として示してほしい。
事務局	毎年度の進捗状況を報告する際、事業の実施内容を示すこととしているため、関係団体との協議についても実績として記載するよう所管課へ伝える。
委員	グループホームの充実については、数だけでなく質の確保が重要である。重度障害者を受け入れるには十分な職員配置が必要だが、人材不足により建物が完成していても開設できない事例がある。また、最近開設したグループホームで、食事が毎回冷凍のおかず中心であるとの話も聞いている。株式会社の参入が増える中、報酬を受けながら支援の質が確保されていない事業所がないか、利用者の人権が守られているかを丁寧に確認する必要がある。家賃が高く、障害年金だけでは生活が難しい事例もあるため、年1回程度の監査だけでなく、必要に応じた指導・確認を行ってほしい。
事務局	グループホームの質の確保は重要な課題と認識している。サービスの質は、人員配置基準等のように一律の定量指標に置き換えにくく、計画の活動指標として評価することは難しい面がある。一方で、指導監査を所管する部署と連携し、監視・確認体制を適切に整えていきたい。
委員	精神科医療に関する「630 調査」について、全国的に回答率が低下していると聞いている。また、埼玉県は身体拘束が多いとのデータもあり、身体拘束は血栓等の重大な健康被害にもつながる。精神障害者の人権を守る観点から、精神科病院・クリニックには調査への回答と情報開示を進めてほしい。
事務局	「630 調査」は国・県が実施する調査で、市は必要な情報を得られていない。以前、県へ情報提供を求めたが、市への提供は難しいとの回答であった。市には病院ごとの情報開示を求める権限がないため、引き続き県へ情報提供を求めていく。なお、過去に民間団体が県へ情報公開を求めた際に、県が非開示の判断をした事例がある

議事内容	
発言者	議題・発言内容
	と聞いている。都道府県によっては病院ごとの情報を公表しているところもあるが、埼玉県は現時点で公表していない状況である。
委員	一般病院では手術件数や入院者数等が公開されている一方、精神科病院では身体拘束等の実態が分かりにくいことに疑問がある。引き続き県への働きかけをお願いしたい。
事務局	【議題（２）成果指標の見直しについて】 資料４、４－１に基づき説明
会長	議題（２）について事務局より説明をいただいた。質問等あるか。
委員	「特別支援学級設置率」を「国連の勧告を踏まえ削除」としているが、国連の勧告に法的拘束力があるわけではなく、それだけを削除理由とすると誤解を招くのではないか。
事務局	国連勧告に法的拘束力がないことは認識している。また、日本ではインクルーシブ教育と特別支援学級と両輪で進める考え方が示されている。今回の削除は、国連勧告だけでなく、教育委員会の関連計画や所管課の考え方等も踏まえたものである。
委員	その経緯が分かるよう、削除理由は国連勧告だけに依拠した表現とせず、複数の事情を踏まえた説明に改めた方がよい。
事務局	指摘のとおり、削除理由を整理し、対外的に誤解のない説明となるよう修正する。
委員	「施設入所者の地域移行希望割合」は令和７年度実績８.４%に対し目標１５%となっているが、地域移行できる人の多くは既に移行しており、現在は入所が必要な待機者が県内に多数いると考える。県も必要最小限の施設整備を認めているため、地域移行だけでなく待機者の解消という視点も計画上示してほしい。地域移行者数と併せて待機者数も示してほしい。
事務局	入所待機者が相当数いることは認識している。県も施設入所者数の削減を一律の目標にはしておらず、施設整備そのものを否定して

議事内容	
発言者	議題・発言内容
	いるわけではない。待機者数は県所管の数値であるため、参考値として計画に掲載できるか検討する。
委員	地域移行希望や実績、グループホームのニーズ等を考える上で、待機者の中にどのような支援ニーズがあるのかを含め、具体的なデータを整理・分析し、審議しやすい環境を整えてほしい。
事務局	データを整理し、今後適宜審議会で提示していく。
委員	施設入所者の地域移行希望割合の目標値 15%は、どのような根拠で設定したのか。
事務局	15%は現計画の目標値を踏襲したものである。現計画策定時、地域生活移行者数として施設入所者の 6%以上を地域へ移行する目標があり、その達成に必要な希望者割合等を念頭に審議した結果、15%と設定した。厳密な算定式に基づく数字ではなく、当時の審議の中で設定した目標である。
委員	目標値だけでなく、利用者が「地域へ移行したい」と思える選択肢や支援体制を増やすことが重要である。
委員	「重症心身障害児を主たる対象とする事業所数」は実績値 3、目標値 3 となっているが、今後これ以上増やさないという意味か。
事務局	実績値 3 は令和 8 年 3 月 31 日時点の数値であるが、その後、3 事業所のうち 2 事業所が休止し、現在稼働しているのは 1 事業所である。重症心身障害児を主たる対象とする事業所には看護職員等の配置が必要で、人員確保が難しい。目標値 3 は最低限確保すべき水準として設定しており、3 事業所で十分と考えているわけではない。新規開設相談の際には、重症心身障害児や医療的ケア児の受入れも検討してもらうよう働きかけている。
委員	事業所が休止・廃止に至る原因を把握し、市として支援できる体制を検討してほしい。
事務局	休止している事業所は、看護職員等の必要な人員配置基準を満た

議事内容	
発言者	議題・発言内容
	せなくなったことが主な要因である。今後も新規開設事業所等に対して受入れを働きかけていく。
委員	事業 No. 64「就労支援事業の充実」は、前回計画では目標値 50 だったものが今回 30 となっているが、その理由は何か。また、事業 No. 78「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」の「重度障害者支援加算算定事業所数」は、国の報酬上の加算か、市単独補助か。
事務局	就労支援事業の目標値 30 は、障害者総合相談支援センターがこれまでの実績推移等を踏まえ、計画期間内に達成可能な現実的水準として設定したものである。重度障害者支援加算は国の障害福祉サービス報酬上の加算であり、市単独の補助制度とは別のものである。
委員	今回の説明で、国の基本指針に基づく成果目標と、市独自の活動指標との関係が分かった。一方、事業所の人員不足は深刻であり、市独自の施策として何か対応を考えられないか。
事務局	福祉分野全体で人材確保が難しい状況にある。市単独で報酬単価や賃金そのものを引き上げることは難しいが、ICT・テクノロジーの導入補助等により業務効率化や職員負担の軽減を支援している。また、事業所職員向け調査では「現在の職場で働きたい」と回答した職員が 79.5%であったことから、現に働く職員が働き続けやすい環境づくりを進めていきたい。
委員	「評価事業」と「実績管理事業」の違いについて確認したい。実績管理事業も、毎年度実績値を集め、その内容を評価するという理解でよいか。
事務局	評価事業は目標値を設定し、毎年度、達成状況を評価する。実績管理事業は目標値を設定せず、評価点等による評価は行わないが、実績値や実施状況は毎年度把握し、増減等があれば要因分析を行う。手帳交付件数や相談件数、サービス利用者数のように、増えれば良い・減れば悪いと単純に評価できない指標は、実績管理として扱う。

議事内容	
発言者	議題・発言内容
委員	移動支援や同行援護等は、数値目標を置きにくいとしても、利用者の声や制度上の課題を踏まえ、毎年内容を確認・議論する必要があるのではないか。
事務局	実績管理事業も、実績を把握し、事業内容の見直し等があれば進捗として報告する。評価点を付けないだけで、事業を見直さないということではない。現計画では、定量的に評価できない事業も所管課の主観的基準で評価しており、計画全体として市の取組成果が見えにくい面があったため、次期計画では、市の取組によって定量的に評価できるものと、実績を管理・分析するものを分ける考え方である。
事務局	実績管理事業についても、年度ごとの実績を審議会へ示し、委員から意見をいただくことは可能である。移動支援についても、施設入所者への対象拡大等の要望を踏まえ、令和8年10月から施設入所者を対象に加えるなど見直しを行っている。実績管理事業であることを理由に改善を行わないものではなく、必要な見直しは進め、その結果を審議会に報告したい。
委員	評価とは価値判断を含むものであり、決められた目標への達成度を評価することと、その制度や基準自体が妥当かを検討することは別である。移動支援等については、制度そのものへの意見を受ける窓口や機会を分かりやすく示すと、市民の納得にもつながるのではないか。
事務局	障害福祉サービスに関する意見は、市民提案、ホームページからの問い合わせ、障害者団体や保護者との懇談会等、複数の機会を通じて把握している。審議会でもいただく意見も施策を見直す重要な機会であり、引き続き様々な意見を踏まえて検討していく。
会長	本日の議題については、いずれも委員の意見を踏まえて、事務局が必要な修正を行うこととしてよろしいか。
委員	異議なし

議事内容	
発言者	議題・発言内容
会長	【その他】 その他、委員からの報告事項はあるか。
	特になし
会長	事務局から何かあるか。
事務局	【今後のスケジュールについて】 資料５に基づき説明
会長	委員から質問等あるか。
委員	特になし
事務局	【閉会】 以上で、令和８年度第３回障害者施策審議会を終了する。
	以上